

## 令和3年 第1回農業委員会議事録

令和3年1月25日午前10時00分に第1回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《通告欠席》

13 番 (伊勢村孝之) 17 番 (西塚 喜行) 番 ( ) 番 ( )

《無断欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	伊藤 由貴	事務局主事	小林 沢子

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- |        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 報第 1 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について  |
| 議第 1 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消願について |
| 議第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について        |
| 議第 3 号 | 尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について    |
| 議第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について        |
| 議第 5 号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について             |

## 令和3年 第1回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和3年第1回通常総会を1月25日（月）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。13番 伊勢村孝之委員、17番 西塚喜行委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は17名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、明けましておめでとうございます。昨年の暮れから大雪に見舞われまして、死傷者が出たりしましたけれども、農業施設の方はあまり被害がなかったようでほっとしているところがございますけれども、今月末からまた寒波が来て、大雪が予想されるという予報が出ておりますので、皆さんも自分の農業ハウスや農業施設等の除雪には充分注意していただき、けがなどに注意してくださるようお願いいたします。挨拶に代えさせていただきます。本日はご苦労様です。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

(議 長)

只今より令和3年第1回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、18番 本間俊悦委員 19番 武田春信委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、報第1号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1ページをご覧ください。案件は2件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1は別人へ売買予定、2は別人へ貸借予定で、それぞれ今月集積計画がなされております。以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第1号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第1号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

議第1号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について」ご説明いたします。  
議案書2ページをご覧ください。案件は1件です。

No.1は、12月総会で審議され、令和2年12月25日に賃貸借権の設定の許可を受けましたが、申請錯誤のため、貸人、借人の両者から取消願が提出されました。

以上で説明を終わります。慎重なる審議の程よろしくお願いいたします。以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しく申し上げます。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第1号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

議第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は3ページから4ページです。所有権移転についてご説明いたします。案件は3件です。

No.1の渡人は市外転出による農業廃止のため、No.2は兼業による経営縮小のため、No.3は相手方の要望のため、受人はそれぞれ経営規模拡大のための所有権移転です。No.1からNo.3は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。4ページをご覧ください。案件は3件です。No.1、3の貸し人は市内居住の農業廃止のため、No.2は労力不足のため、借り人はそれぞれ経営規模拡大のための貸借です。No.1からNo.3は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第3号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。今回の現地調査班は第5班であります。

まず、はじめに、現地調査主任、齋藤吉勝委員の報告・説明を求めます。

( 1 4 番 齋藤吉勝委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

次に議第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第5班主任、齋藤吉勝委員の報告・説明を求めます。

( 1 4 番 齋藤吉勝委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。



これより議第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第5号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、19番武田春信委員の退席を求めます。

(19番 武田委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、議第5号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書22ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が657a、うち再設定が211a、所有権移転は124aとなり、計画面積合計は781aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田のみで657a、うち再設定が211aです。所有権移転は、田が75a、畑が49a、合計しますと田が732a、畑が49aです。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手11名、うち再設定2名、受け手9

名、うち再設定が2名です。所有権移転は、出し手2名、受け手2名、合計しますと、出し手が13名、受け手が11名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が2件で65a、10年以上が9件で591aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が60kgから94kg、現金が8千円から1万2千円です。所有権移転は、田が11万2千円、畑が10万円です。

それではページ移りまして、23ページからは個別状況です。No.1からNo.9までは新規の設定、No.10から24ページNo.11までは再設定です。25ページは所有権移転で、2件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。19番武田春信委員の復席をお願いいたします。

(19番 武田委員 復席)

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和3年第1回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時32分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和3年1月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_